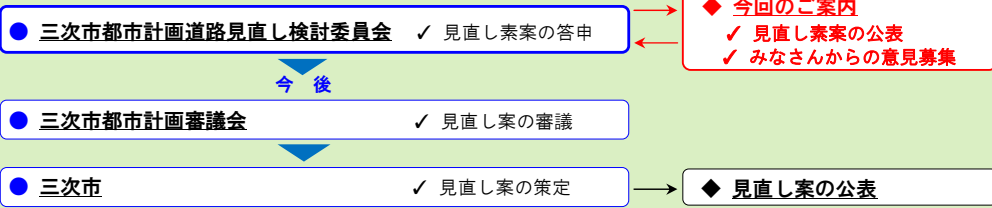


今後の予定は？

以下の図に示すように、「都市計画道路の見直し案」を策定します。その後、順次、個別の廃止・変更路線について、地域の方々へのご説明、合意形成を進めながら都市計画の変更手続きを行います。

都市計画道路の見直し案の策定



個別路線の都市計画変更の手続き

～意見募集について～

■ 件名

「都市計画道路見直し素案」について

■ 募集する意見

「都市計画道路見直し素案」による
『現計画を廃止する路線』及び『現計画を変更する路線』に対する意見
 (※ 意見は、理由等を含めてできるだけ具体的にお書きください)

■ 意見の募集期間

平成22年1月12日(火)～平成22年2月5日(金) (※ 消印有効)

■ 意見の取り扱い

お寄せいただいたご意見は、三次市の考えとともに整理した上で、公表することとしています。公表の際には、この意見募集の対象となる意見に限定して、その概要と市の考え方を示させていただきます。住所・氏名などの個人に関する情報は、公表しないことはもとより、他の目的で使用することはありません。なお、個々のご意見に直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

■ 意見の提出方法

「件名」をお書きの上、以下のいずれかの方法でご提出ください。

様式は任意ですが、**住所・氏名・電話番号**を必ず記入してください。記入のない場合は無効となります。

〈郵送〉 〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号 三次市役所 都市整備課 宛て

〈FAX〉 0824-62-6166

〈電子メール〉 toshi@city.miyoshi.hiroshima.jp

※電子メールで提出の場合は、三次市のホームページから意見記入用紙をダウンロードして電子メールに添付のうえ送信してください。

《ダウンロード手順》

ホーム (<http://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/>)

>パブリック・コメント手続制度

>パブリック・コメント実施状況

>「三次市都市計画道路見直し素案」に関するパブリック・コメント(意見募集)について

○意見の提出方法

○意見記入用紙のダウンロード

〈窓口への持参〉 ①三次市役所本庁本館・東館総合案内 ②みよしまちづくりセンター窓口

③三次市福祉保健センター窓口 ④三次・十日市・粟屋・八次地区各コミュニティセンター

【お問い合わせ先】

三次市都市計画道路見直し検討委員会 事務局

〔三次市役所東館3階 建設部 都市整備課 電話：0824-62-6160 (直通)〕



都市計画道路の見直し素案について

～みなさんのご意見をお聞かせください！～

現在、三次市では“都市計画道路の見直し”を進めており、その『素案』を作成しました。そこで、この『素案』を市民のみなさまに公開し、ご意見を募集します。

▶ どうして都市計画道路を見直すの？

“都市計画道路”とは、まちの骨格となってみなさんの活動を支える道路のことで、都市計画法にもとづいて、あらかじめルートや幅員などが決められた道路のことです。しかし、都市計画道路の中には、計画してから40～50年が経過したものの、未だに整備が進んでいない道路もあります。このような道路は、計画当時と現在とで、社会経済情勢やまちづくりの考え方などが大きく変わってきているため、



整備の必要性や実現性の変化に対応する必要があります。

また、都市計画道路の整備予定地では、建物を建てる場合に、階数や構造などが規制されるため、

土地の有効活用を妨げるとともに、まちづくりのニーズにあてていない場合があります。

このため

三次市では整備が進んでいない都市計画道路の見直しを進めています。

▶ どうやって見直し素案を作成したの？

三次市では、地域代表者、学識経験者、関係機関等で構成される「三次市都市計画道路見直し検討委員会」を設置し、都市計画道路の見直しを進めています。委員会では、以下の流れで作業を進め、この度『素案』を作成しました。



■ 見直し対象路線

✓ 市内の都市計画道路(22路線)のうち、整備に着手していない全路線(12路線)を対象としました。

■ 必要性の評価

✓ 以下の視点から、各路線・区間の必要性をチェックしました。

必要性の評価の視点	都市計画道路の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 持続性のある都市づくりへの貢献 ● 地域の連絡を強める役割 ● 景観計画など市のまちづくり計画での役割
	その他の基本的な機能	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市間のネットワーク ● 都市内のネットワーク ● 交通をスムーズにする機能 ● 防災活動・緊急活動を支える機能

■ 見直し素案の作成(総合的な評価)

✓ 以下の視点から、各路線・区間の扱いを総合的に判断し、見直し素案を作成しました。

総合的な評価の視点	● 周辺道路への影響	➡ 見直し素案 〔存続・変更・廃止〕
	● 実現の可能性	
	● 他の方法による対応の有無	

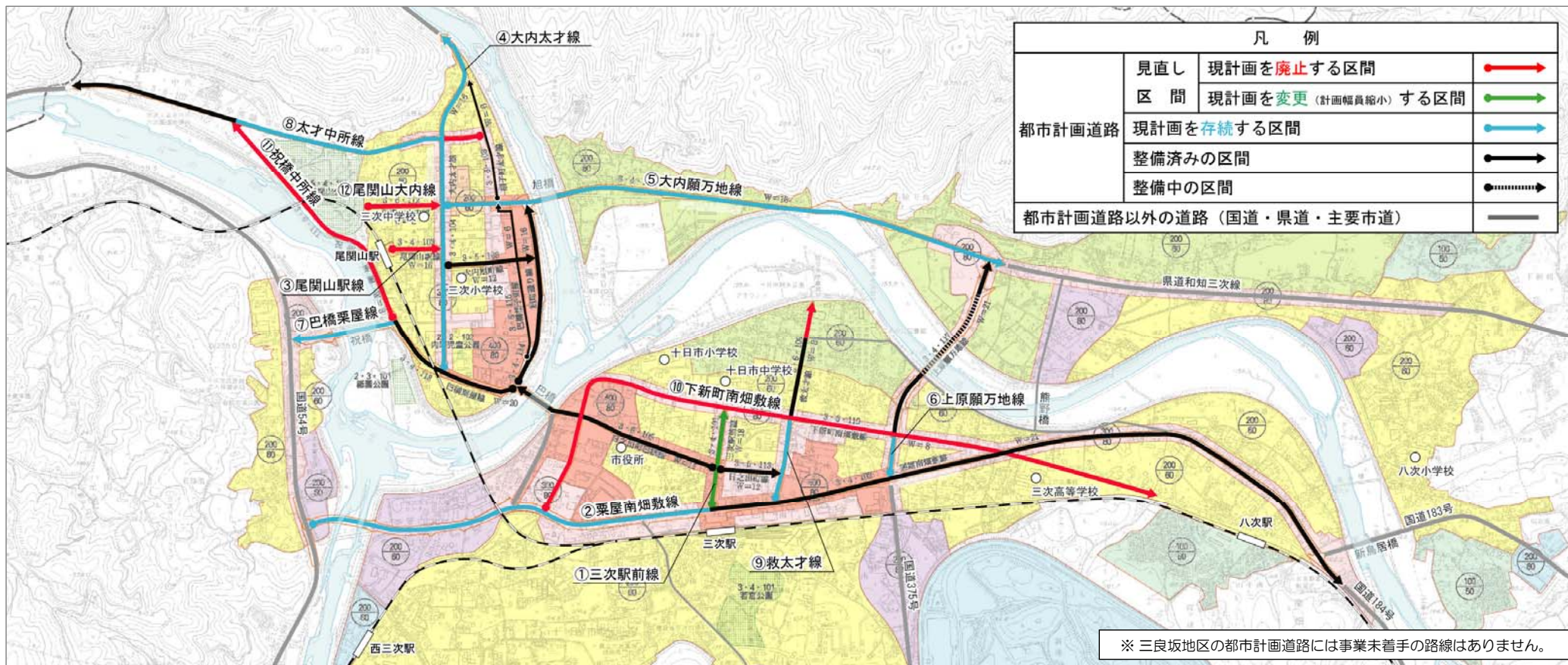
今回、みなさんの意見を募集

■ 見直し素案の立案

✓ この後、みなさんから頂いた意見をもとに素案が妥当かどうかを確認し、最終的な都市計画道路見直し素案としてとりまとめ、三次市に答申します。

見直し素案
【最終とりまとめ】

都市計画道路の見直し素案



都市計画道路の見直し結果の一覧

No.	路線番号	路線名 (区間)	計画決定 (当初決定)	計画幅員 (m)	未整備延長 (m)	見直し素案
①	3・4・101	三次駅前線	昭和26年03月	18	400	変更(計画幅員縮小)
②	3・4・102	粟屋南畑敷線	昭和26年03月	21~30	1,636	存続
③	3・4・103	尾関山駅線	昭和31年12月	16	190	廃止
④	3・4・104	大内太才線	昭和28年03月	12~16	1,400	存続
⑤	3・4・116	大内願万地線	昭和28年03月	16	2,230	存続
⑥	3・4・117	上原願万地線	昭和63年01月	21	170	存続
⑦	3・4・118	巴橋栗屋線	平成10年08月	20	390	存続
⑧	3・6・107	太才中所線 (東側区間)	昭和31年12月	11	160	廃止
		(西側区間)	//	11	949	存続
⑨	3・6・109	救太才線 (北側区間)	昭和31年12月	8	150	廃止
		(南側区間)	//	12	340	存続
⑩	3・6・110	下新町南畑敷線	昭和31年12月	8~11	2,590	廃止
⑪	3・6・111	祝橋中所線	昭和29年03月	8	1,030	廃止
⑫	3・6・112	尾関山大内線	昭和31年12月	8	290	廃止

6路線の計画廃止、1路線の計画変更を考えています！

皆さまのご意見をお聞かせください。お願いします。



● 現計画を廃止する路線：6路線

・路線(区間)の必要性が低く、事業の実現性にも乏しいため、現在の計画を廃止することが妥当と判断しました。

※ 現計画を廃止した場合でも、現在の道路はそのまま存続し、必要な改善は行っています。

● 現計画を変更(計画幅員縮小)する路線：1路線

・計画通りの幅員で整備すると、多くの沿道施設に支障してしまうとともに、地域の理解を得ることが難しいため、周辺道路に合わせて現計画を変更することが妥当と判断しました。